

「はかり」の定期検査

1 定期検査の対象となる「はかり」

取引又は証明に使用する「非自動はかり」です。

どちらかの証印がなければ取引又は証明に使えません。



検定証印



基準適合証印

2 検査手数料(消費税:非課税)

種類	型式及び能力	手数料	種類	型式及び能力	手数料
・電気式はかり  	ひょう量が 100kg以下のもの 1,430 250kg以下のもの 1,850 500kg以下のもの 2,300 1t 以下のもの 3,310 2t 以下のもの 3,950 5t 以下のもの 7,310 10t以下のもの 11,360 20t以下のもの 15,940 30t以下のもの 20,260 40t以下のもの 22,850 50t以下のもの 31,590 50tを超えるもの 54,210 最小の目量又は表記された感量が、ひょう量の1万分の1未満のものは上記の2倍の手数料となります。	(円)	・手動天びん  ・等比皿手動はかり  ・皿手動はかり  ・台手動はかり  ・手動指示併用はかり  ・ばね式指示はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの 540 250kg以下のもの 930 500kg以下のもの 1,600 1t 以下のもの 2,170 2t 以下のもの 3,950 5t 以下のもの 7,310 10t以下のもの 11,360 20t以下のもの 15,940 30t以下のもの 20,260 40t以下のもの 22,850 50t以下のもの 31,590 50tを超えるもの 54,210 最小の目量又は表記された感量が、ひょう量の1万分の1未満のものは上記の2倍の手数料となります。	(円)
・棒はかり  ・ばね式指示はかり(直線目盛のもの) 		260			
・分銅  ・おもり 	1個につき	10			

- (注) 1 検査には、清掃した「はかり」をご持参くださるようお願いします。
 2 検査には、上記手数料が必要です。当日現金で納付してください。

《計量に関するご相談は》

山口県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関

- 一般社団法人 山口県計量協会 〒747-1221 山口市鑄銭司12361-31 TEL 083-986-2591
 ○ 山口県計量検定所 〒747-1221 山口市鑄銭司12361-31 TEL 083-985-1710

2年に1回 必ず受けよう定期検査